

柏西ロータリークラブ

創立：1975年11月 7日
承認：1975年11月24日

四つのテスト

1. 真実かどうか？
2. みんなに公平か？
3. 好意と友情を深めるか？
4. みんなのためになるか？



第1984回通常例会 (2017.2.10)

会長：馬場 弘 幹事：水留 茂之

■柏西ロータリークラブ URL: <http://kashiwa-nishi-rc.com/>■第2790地区ロータリークラブ URL: <http://www.rid2790.jp/2016/>

1984回通常例会

1. 点 鐘 馬場 弘 会長
1. 会長挨拶 馬場 弘 会長
1. 幹事報告 水留茂之 幹事
1. 卓 話 鈴木一弘 会員
1. 点 鐘 馬場 弘 会長

会長挨拶

会長 馬場 弘



本日は、秋水燃料庫見学決定のお知らせ4月14日に決定いたしました。予定を立ててください。通常例会後レンタカーにて秋水燃料庫に向かいます。お誘いあわせて頂き沢山参加お願い致します。

NPO 法人国際ロータリー日本青少年交換委員会を他地区合同奉仕活動である事を承認件に関する移行概要説明書が届きました。概要を読むと難しく理解できませんので会報に載せますので関心のある方は、一読して下さい。理解出来る方に説明して頂ければ幸いです。

又、本日米山奨学生 アニョレッティ・マルコ君を囲む会が、開催さ

れます。参加できる方は、榊会員と打ち合わせして頂き参加して下さい。

尚、私は次年度、地区委員を仰せつかりましたのでいよいよ次年度の活動についての会議に参加してまいります。会員増強、退会防止委員を拝命いたしました。

幹事報告

水留 茂之

- ① NPO 法人国際ロータリー日本青少年交換委員会 (RIJYEC=RI Japan Youth Exchange Committee) を多地区合同奉仕活動にすることを承認する件
- ② 2017 - 18 年度地区委員へ仮委嘱の通知
榊 隆夫会員：地区大会委員会 大会会長
浅野 肇会員：
奉仕プロジェクト統括委員会 国際奉仕委員会 委員
- ③ 2016-17 年度地区 RLI 実行委員会委員として松本ユミ会員へ委嘱状送付
- ④ 2016 学年度米山奨学生・修了式及び歓送会の案内
日時：3月11日(土) 15:00 ~ 18:00
会場：三井ガーデンホテル千葉
- ⑤ 2016 年度版手続要覧購読の依頼
一冊：6 ドル = 696 円
- ⑥ 2017/6-2018/12 年度版「ロータリー手帳」の予約
一部 600 円 + 消費税 (5 月下旬配布予定)
- ⑦ 地区第3回女性会員交流会「鴨川ツアー」の案内
日時：3月16日(木) ~ 17日(金)
登録料：約 25,000 円
- ⑧ レイソル後援会 2017 年度年会費 (一口 10000 円) の依頼



ふるさと納税

1. はじめに

今日はふるさと納税についてお話させていただきます。

ふるさと納税は、市や県といった自治体に寄付をすると、その方の限度額の範囲内であれば2000円の負担で各地の特産品などを受け取ることが出来る制度です。その寄付金はその寄付の使い道を特定できたり、又金額に応じて高額なお礼品を進呈する自治体も多くあります。特典の品物につきましては、後程お話させていただきます。

この寄付先である自治体は生まれ故郷以外の自治体でも、寄付をすることが出来ます。

2. 税金の控除について

①税金上の取扱い

ふるさと納税は税法上の寄付金に該当しますので、税制上の特典である寄付金控除の対象になります。この寄付金控除は所得税と住民税の両方で受けることが出来ます。

控除の対象は2000円以上の寄付金の対象となります（足切額が2000円なので）。但し、自治体によっては2000円以上でも最低寄付金の限度額を設けている所もあります。

この寄付金控除を受かるためには、確定申告をする必要があります。但し、給与のみの方や年金のみの方の場合で一定の手続きをした場合のみ、確定申告をしないでこの控除を受けることが出来ます。

②納めた寄付金がいつ戻ってくるか

例えば、H29年1月～12月にした寄付金については、一部はH30年3月の確定申告で支払う所得税から控除され、残りはH30年6月に支払う住民税から控除されます。

そのため、年の初めころに寄付をした場合、一年以上支払った寄付金が戻ってこないこととなりますので多額の寄付をされる場合には注意が必要です。

寄付金のお金を早く回収したいときは12月など年の後半に寄付をするのが良いと思います。

例えば12月に寄付をすればその翌年3ヶ月後、6ヶ月後には2000円を除いた寄付金が戻ってくるようになります。

③寄付金が2000円を除いた全額が戻ってくる限度額

寄付金が2000円を除いた約全額が戻ってくる限度額は、その方の所得の金額や税法上不要にされている人数などによって変わってきますが、大雑把に、寄付をした年例えばH29年に寄付をした場合には、来年H30年6月に支払う個人住民税の大体1/3位が目安になります。所得によって限度額の割合が変わりますが1/3より少し多めの場合もあります。

この限度額を計算するには、お手元に源泉徴収票、確定申告書、住民税の納税通知書をご用意してください。自治体のホームページの中にもご自分の所得等を入力すると限度額を計算できるものもあります。

④申告不要制度（ワンストップサービス）

この寄付金控除つまり税金の還付を確定申告をしないで受けることが出来る場合があります。その注意点は次の通りです。

イ. この申告不要制度が出来るのは「もともと確定申告の必要がない方」に限られます。したがって、不動産所得がある方、医療費控除を受ける方、2か所以上

のお給与のある方など確定申告しなければならぬ方につきましては原則どおり確定申告によって控除（還付）をうけます。

ロ. この申告不要制度は、「寄付した自治体が年間5件以内の場合」です。

ハ. この制度を受けるためには「申請書」を寄付の度に提出しなければなりません。同じ自治体に二回寄付をした場合でもその都度提出が必要です。また、「申請書」には、マイナンバーの記載が必要です。

ニ. この申請をした場合、自治体から入手した「寄付金証明書」を必ず保管して下さい。

ホ. この申告不要制度の場合、控除金は全額翌年6月に支払う「住民税」から控除されます。

3. ふるさと納税の流れ

①まず寄付をする自治体を選びます。

この自治体の選択は、「地域から選ぶ」、「特典から選ぶ」、「自治体の寄付金の使い道から選ぶ」方法があります。

②申し込み方法

申し込みは自治体に直接出向いたり、インターネットで申し込むことができます。

インターネット上ではふるさと納税に関する多くのサイトが掲載されており、これらのサイトから申し込むことができますし、又直接自治体に出向いて寄付をすることもできます。百貨店でも申し込むことができます。

③寄付金の支払方法

支払方法もいくつかあります。一番多いのは、ネットで申し込みクレジット決済する方法、後は申し込みの後に郵送される振込用紙で支払う方法です。振込の場合は他の税金と同じく、郵便局や銀行で支払うことができます。

④「お礼」が届く

イ. 自治体で入金が確認されると希望した特典がご自宅に配送されます。いつ配送されるかは「お礼」の内容や自治体によって異なります。「お礼」の中には、果物等季節のものや、IPADタブレットなどの様な高価なものも、旅行券、ホテルの宿泊券もあります。人気のある商品はすぐになくなります。

その他、年末年始のものもあります。ソファや机などの備品や事務用品もあります。その地域の特産品やお酒もあります。

ロ. ちなみに、「お礼」の商品は寄付金額の約半額位の値段のものが多いです。たとえば、一万円を寄付した場合五千円の「お礼」がもらえることになります。

ハ. 各地域の季節のものを一年を通じて申し込むことができます。

ニ. また、家族全員でそれぞれ申し込むと、限度額をフルに利用できます。ちなみに、私のクライアント様の「ふるさと納税」率は非常に高いです。

ホ. ふるさと納税をしたクライアント様によれば、食べ物については一万円の寄付でもかなり量が多く送られてくることが多いそうです。

ヘ. 先程の「お礼」の内容の補足ですが、その他の例として、お食事券、入場券、優待券、ゴルフ場利用権、生き物（カブトムシ、馬等）、イヤリング・ネックレスといったアクセサリ、人間ドック、化粧品、健康食品など色々あります。ブランド品はなさそうです。

その他、お礼を「ランキング」で選ぶ方法や「自分の出身地」や「お好みの自治体」で選ぶ方法もあります。また、例えば、特定の月等「お礼」が発送される時期で選ぶこともできます。

ト. 皆様も是非インターネットで「ふるさと納税」サイトをご覧ください。病みつきなると思います。

御静聴ありがとうございました。



R L I 実行委員会委員として嘱託状 松本ユミ会員



ビジター (柏 R C) 松丸様



手続要覧に関する説明 中村 (博) 会員



お誕生日おめでとう!



プログラム委員会 金本会員

ゲスト

松丸隆一 (柏 R C)

様

出席報告

会員数	62名
欠席者	10名

市川、長田、後藤、小林 (正)、志村、東海林、杉山、升谷、箕輪、山崎

会員

出席率 83.87%

ニコニコBOXありがとう!

★ 本人誕生日

中嶋 会員

★ パートナー誕生日

湯浅 会員

次回の例会は 2月17日 (金) 通常例会です。
 クラブ会報委員/安田 勝紀・浅野 肇・箕輪 満・市川 利一郎
 卓話・会報の原稿は kwrc.photo@gmail.com までお送り下さい。

欠席報告は、水曜日の正午まで

※食事の無駄をなくす為に協力して下さい。
 クレストホテル (営業課) 04-7146-1122 まで



平成29年2月7日

国際ロータリー第2790地区
各クラブ 会長 様

国際ロータリー第2790地区
ガバナー 青木 貞雄

NPO 法人国際ロータリー日本青少年交換委員会を 多地区合同奉仕活動にすることを承認する件

拝啓 立春の候 皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
2016-17年度も残り5ヶ月弱となりましたが、貴クラブにおかれては、本年度RIテーマ「人類に奉仕するロータリー」に基づくクラブの目標具現化に向け、活発な活動を展開して頂いていることに感謝申し上げます。

A. 背景・経緯

国際ロータリーの青少年交換プログラムは、基本的にはクラブ対クラブのプログラムですが、国を超えるプログラムであるため、手続きが煩雑、相手国との交渉時の言葉の問題等もあり、実態としては地区対地区の専門委員によるプログラムとして世界的に展開されています。

1. このような中、外務省・法務省、あるいは国際ロータリーとの対応を含め、地区独自では対応出来ない、また解決できない課題も多く発生したため、2000年7月1日付で、ガバナー会の中の小委員会として、ガバナー会青少年交換委員会(JYEC=Japan Youth Exchange Committee)が創設され、①地区青少年交換委員会からの様々な相談への対応、②国際大会前の世界青少年交換役員会議における地域活動報告、③ガバナー会青少年交換委員会ホームページ及びメイリングリストの作成・管理・運営、④全国青少年交換委員会委員長会議、及びロータリー日本青少年交換研究会開催等を行ってきました。
2. 他方、国際ロータリー理事会は、青少年交換プログラムにおける虐待、及びハラスメント等を防止すべく、2006-07年度以降は危機管理への適切な対応が取られている地区にのみ青少年交換プログラムへの参加を認める証明書を発行することとなりました。同時に、米国国務省は、交流団体などが性的虐待の報告を怠るような事例が発生した場合、その交換留学プログラムを停止すると警告しました。危機管理対応の最大の問題は、保険を付保するための地区、あるいは地区青少年交換委員会の法人化です。そこで、当時のガバナー会は、日本の34地区合同で国際ロータリー日本青少年交換委員会(RIJYEC=Rotary International Japan Youth Exchange Committee)を設立し、法人化することとしました。
3. この結果、2010-11年度以降、特定非営利活動法人国際ロータリー日本青少年交換委員会(NPO法人RIJYEC)が、ガバナー会小委員会(JYEC)の業務を引継ぐと共に、国際ロータリーの承認を得て、地区が提出すべき年度更新書式の代行提出等も行っています。
尚、NPO法人RIJYECの発足に伴う運営費として、各地区は、現在、会員1人あたり年間200円を負担しており、当地区(RID2790)は、当該負担金を地区運営資金で賄っています。



B. NPO 法人 RIJYEC を多地区奉仕活動にすることを承認する件

1. 日本における多地区合同プログラムとしては、現在、ロータリー米山記念奨学会がありますが、NPO 法人 RIJYEC を日本の多地区合同奉仕活動にするには、基本的に、日本の 34 地区全てで、各々 3 分の 2 以上のクラブの同意取得が必要です(ロータリー章典第 3 章「地区」21 条「多地区合同活動」21.010「多地区合同奉仕活動及びプロジェクトの指針」)。

2. NPO 法人 RIJYEC を多地区合同奉仕活動にすることは、以下の点で望ましいと考えると共に、日本 34 地区 2016-17 年度ガバナー全員が本件に同意したこと、及び当地区青少年奉仕委員会が本件承認を推奨していること等を踏まえ、皆様のご理解を賜りたくお願いしますが、貴クラブの対応については、クラブ理事会で検討の上、同意・不同意を、別紙にて、平成 29 年 3 月 26 日までに、弊職宛(ガバナー事務所宛) ご回答いただきたく、宜しくお願い致します。

(NPO 法人 RIJYC 事務局への地区回答提出期限は平成 29 年 3 月末)

尚、NPO 法人 RIJYEC が作成した Q&A を添付しますが、更なるご質問がある場合は、ガバナー事務所宛に FAX、または E メールでお問い合わせ下さい。

1) RIJYEC は、既に、日本 34 地区を網羅する実質的な「全日本多地区合同委員会」で、現在、以下の業務等を行っています。

- a) 地区青少年交換委員会からの様々な相談に応じること。
- b) 目まぐるしく変化する世界情勢を反映した国際ロータリー理事会の地区に対する要求につき、青少年交換プログラムの日本 34 地区窓口として、34 地区の意見を集約した上で、国際ロータリーに日本の考え方提示・交渉実施。

c) 日本 34 地区青少年交換委員会への情報提供、及び意見交換

d) ガバナー会青少年交換委員会ホームページ作成・管理・運営

尚、NPO 法人 RIJYEC 理事長は RID2750 舟木 いさ子パストガバナーで、当地区から、社員として崎山 征雄パストガバナー(習志野中央 RC)、研修部門委員として津留 起夫会員(市原 RC)が参画しています。

2) RIJYEC を多地区合同奉仕活動にすることに伴う利点

- a) 多地区合同奉仕活動にすることにより、相手地区、国際ロータリー等との交渉を地区に代わって行うことが可能となり、地区業務の簡素化に繋がる。しかし、青少年交換プログラムは、各地区・各クラブのプログラムであり、移行に伴う地区、及び各クラブの職務権限に一切の変更はない。
- b) 危機管理上の「青少年交換支援システム」を効果的に運用できる。
- c) 来日学生の旅行保険「日本統一旅行保険」を効率的に運営できる。
- d) 賠償責任保険契約者が明確になる。
- e) 日本 34 地区全体の緊密な連絡網が確立できる。

尚、RIJYEC の多地区合同奉仕活動化に伴う地区・クラブ・会員等の追加費用負担は無いことを確認しています。

また、NPO 法人(特定非営利活動法人)は、認可取得時、特定の団体(例えば、ロータリー)に特化した法人にすることは法律で認められていなかったため、法律的には、現在、ロータリーとは別組織になっています。

しかし、多地区合同奉仕活動となることにより、例えば一般社団法人として、RIJYEC がロータリーに特化した法人になることが、現法律では、可能です。

敬 具